

○新潟県中東福祉事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則
平成 29 年 3 月 31 日組合規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新潟県中東福祉事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 24 年組合条例第 11 号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 五泉市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則（平成 18 年五泉市規則第 50 号）の規定をこの組合の規則として準用して適用する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。